

文化遺産保護国際貢献事業（専門家交流）委託要項

平成20年4月1日
文化庁次長決定
平成30年3月28日一部改訂
令和2年7月16日一部改訂
令和6年9月5日一部改訂

1. 趣旨

緊急度の高い海外の文化遺産の保存・修復等に関する国際協力として、専門家等による海外の文化遺産に関する現地の調査研究、情報収集及び情報分析、保存・修復事業のための派遣及び研修のための招へいと記録の作成等を実施し、我が国の顔の見える迅速で柔軟な取組を進めることによって国際貢献を図る。

2. 委託業務の内容

文化庁は、ユネスコをはじめとした国際機関及び外国政府からの要請等を受けるなど、文化遺産国際協力を推進する上で、高い政策的必要性を有する場合、以下の事業に係る企画・運營業務等の実施を委託する。

- (1) 専門家等による海外の文化財に関する現地の調査研究、保存・修復事業のための派遣等
- (2) 文化財の保存・修復等の研修のための招へいと記録の作成等

3. 業務の委託先

上記2. の委託事業について、事業の企画・運營業務等を円滑に実施できることができる団体等。

4. 委託期間

契約を締結した日から事業完了の日又は契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で実施に要する経費（人件費・諸謝金・旅費・借損料・

消耗品費・会議費・通信運搬費・雑務費・保険料・消費税相当額・再委託費・一般管理費)を委託費として支出する。

(2) 文化庁は、団体等が本契約の定め違反したり、委託事業の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

団体等は、業務が完了したとき(契約を解除又は廃止したときを含む)は、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了した日から30日を経過した日又は当契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

(1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了(廃止)報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。

(2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

(1) 文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

(2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

(3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

(4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

(5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。